

## 令和4年度 第7回埼玉地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記により開催いたしますのでお知らせします。

傍聴を希望される方は下記の申し込み要領によりお申し込みください。

当日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、別室に設置されたモニターでの傍聴となる場合があります。

### 記

- 1 開催日時 令和4年10月3日(月) 午前9時30分から
- 2 開催場所 埼玉労働局 15階会議室(さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー)  
(傍聴場所は、埼玉労働局 16階会議室になる場合があります。)
- 3 議 題 特定最低賃金の改正決定の答申(予定)
- 4 傍聴者 定員5名(原則)
- 5 申込要領

傍聴を希望される方は各人ごとに、①傍聴を希望される審議会の開催日、②住所、③氏名、④職業、⑤電話番号(連絡先)をご記入の上、はがき、メール又はFAXにて下記までお申し込ください。

お申し込みの締切は令和4年9月28日(水) 午後5時15分(必着)です。

電子メールの場合 : [chinginshitsu-saitamakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-saitamakyoku@mhlw.go.jp)

FAXの場合 : 048-600-6225

- ・ 会場収容人数に限りがございますので、一般傍聴希望者については多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、後日電話、電子メール等によりご連絡いたします。
- 6 その他
    - ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
    - ・ 車椅子をお使いになる方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。  
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名もお書き添えください。
    - ・ 当日はマスクの着用、手洗い、咳エチケット等の一般感染症対策への御協力をお願いします。

担当： 埼玉労働局労働基準部賃金室

TEL 048-600-6205

FAX 048-600-6225

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 傍聴中は、携帯電話の電源は必ず切ってください。
- 4 会場内では、写真撮影、ビデオカメラ及びテープレコーダー等を使用することはできません。
- 5 審議中の私語、発言又は拍手その他審議の進行を妨害する行為は禁止します。
- 6 傍聴中は、飲食、飲酒及び喫煙はできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内での着用を禁止します。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、あるいは今後の傍聴を断ることがあります。